

大阪歯科大学学則 新旧比較対照表

新	旧
(在学期間) 第5条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。 2 前項の規定にかかわらず、歯学部第1～4学年に<u>おいては、在学期間は同一学年で2年</u>を超えることはできない。 3 歯学部第5・6学年における在学期間は第1項の規定に基づき、その取り扱いは別に定める。 (履修単位) 第11条 卒業に必要な単位数は、歯学部は240単位以上、医療保健学部口腔保健学科及び医療保健学部口腔工学科は126単位以上、看護学部看護学科は125単位以上とする。 (休学) 第28条 学生は、病気その他やむを得ない理由により就学できない場合は、学長の許可を得て、休学することができる。 2 休学願には保証人の連署を必要とし、病気により休学する場合は、診断書を添えるものとする。 3 休学期間は、その年度内とする。ただし、<u>歯学部第5・6学年、医療保健学部及び看護学部においては、</u>特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることがある。 4 (略) 5 (略) 附 則 41 2024(令和6)年4月1日 一部改正 42 <u>2025(令和7)年4月1日 一部改正</u> 43 <u>改正後の第5条第2項の規定は、2025年度以降の入学者(再入学者及び転学部者を含む。)から適用し、2024年度以前の入学者(編入学者を含む。)については、なお従前の例による。</u>	(在学期間) 第5条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。 2 前項の規定にかかわらず、歯学部第1～4学年に<u>ついて在学期間は、第1・2学年及び第3・4学年で4年(第21条の規定により第2学年に編入学した者の第2学年においては2年)</u>をそれぞれ超えることはできない。 3 歯学部第5・6学年における在学期間は第1項の規定に基づき、その取り扱いは別に定める。 (履修単位) 第11条 卒業に必要な単位数は、歯学部は246単位以上、医療保健学部口腔保健学科及び医療保健学部口腔工学科は126単位以上、看護学部看護学科は125単位以上とする。 (休学) 第28条 学生は、病気その他やむを得ない理由により就学できない場合は、学長の許可を得て、休学することができる。 2 休学願には保証人の連署を必要とし、病気により休学する場合は、診断書を添えるものとする。 3 休学期間は、その年度内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることがある。 4 (略) 5 (略) 附 則 41 2024(令和6)年4月1日 一部改正 (新設) (新設)